

一 欠員は次のとおりである。

二十三番 二十四番

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 島田 猛 君 係長 野崎 薫 君主事 市川昭利 君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川常太郎 君 助 役 森田幸造 君 収入役 秋山誠一 君

教育長 藤原俊夫 君 調査室 主査 下野忠一 君 調査室 主査 曾井喜久次 君

調査室 主査 橋本存蔵 君 調査室 主査 田村忠雄 君 総務課 主査 岡田信二 君

税務課 主査 古谷徳男 君 住民課 主査 乙津宗吉 君 民生課 主査 森田 武 君

産業課 主査 上野重勝 君 土木課 主査 森田 猛 君 水道課 主査 佐子国利 君

教育課 主査 高水 永 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 議案第五号 福はけ消財団条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二 議案第六号 福はけ水道事業の設置等に関する条例 (審査報告)

日程第三 議案第七号 福はけ水道事業契約の才法の特例に関する条例 (審査報告)

日程第四 議案第八号 福はけ労働企業事業取組の給与の増額及び其増 (審査報告)

日程第五 議案第九号 昭和四十二年度福はけ一般会計予算 (審査報告)

日程第六 議案第十号 昭和四十二年度福はけ国民健康保険特別 (審査報告)

日程第七 議案第十一号 昭和四十二年度福はけ公益質屋特別会計 (審査報告)

審査報告

昭和四十二年福生町福生市計画福生工区

以画整理事業特別會計予算
(審査報告)

昭和四十二年福生町七畜場特別会計予算

審查報告

昭和二十年度福生町水道事業会計予算

(審査報告)

日曜日の郵便配達廃止に関する請願書

審查報告

學校醫士當增額に關する陳情書

審直教書

子及齒科匠報酬増額に關する要望書。

審查報告

学校医手当り防疫種等に關する要領書

(審查報告)

福生財政再建計画の変更について

昭和四年年度福込所一般會計補正予算

(第六号)

福正教育委員会委員の任命同意につきて

最低賃金制確立に關する陳情書

し尿取手散料改定に關する陳情書

日 程 第 二 十
時 空 事 件 の 継 続 調 査 に つ いて

午前九時十三分開議

皆さんお早あけございます。

下にいふから昭和四十二年第四回福生町議会定例会第二日目の会
 議を開きます。出席議員は現在二十一名であります。

五

本日の会議は成立いたしました。 以下に……

(六番 田村匡雄君入場 午前九時十五分)

本日の会議を開きます。

日程に入る前に議長からご挨拶をお願いします。

(議長 石川常太郎君登壇)

議長 石川常太郎君 好評をいただきまして、ご挨拶を申しあげます。

昭和四十二年度第一回定例会に際しましては本日第二日目にあたりまして、ほとんど全員のオ々、大変お忙しという早朝よりご出席をいただき誠にありがとうございます。 第二日目以来各常任委員会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。 本日もよろしくお願いいいたします。

なお本日、新たに四十二年度福正町一般会計補正予算案第一号

福生町議会

をお願ひ申し上げ、又教育委員の任命同意案につきましてもお願ひするわけでございますがよろしく慎重にご審議をいただきましてご決、あるいはご同意のいただきますようお願いいたします。

この機松に一ツ報告申し上げますが、先般二月二十日、三ヶ丘生組合におきまして、協議会の席上三ヶ丘生組合の現任の処理場のところに青梅市も入りまして新たに機械を設置するよう取り決めたこと。 細部につきましてはこれからですが、ただそのようはことだけ一致いたしましたのでご報告申し上げます。

議長(中西虎蔵君) 本日の日程については議会運営委員会において検討しておりますので委員長から報告願います。

(十四番 高崎豊吉君登壇)

十四番(高崎豊吉君) ご指名により報告いたします。

先に行託いたしました新年度一般会計をはじめとする各議案につ



いは各委員会におき終始ご熱心に慎重に審議をいたさるにあり
かとうございまして。

本日の議事日程につきまして、去る三月二十日午前十時から
議公運営委員会を開催し、検討の結果お手もとに配布のとおり
決定いたしました。日程第一から同十四までは託された議案
と陳情等が後刻担当の各委員長より審査報告がなされると思ひます
又新下に提出されました議案につきましては、そのつど理事者から詳
細なる説明がなされることによりご理解をいただけるものと思ひ議運
として即決を要望することはいたしなものでよろしくご審議の
ほどお願いいたします。なお陳情二件につきましては一応全員協議会
を要望申し上げてご協力願ひ。しかる後に結論づけることがよろ
しかろうと考へましたので本件につきまもご協力のほどお願いいた
します。

特定事件については総務、建設の両委員会からの要望

がなされたのでご了承下さい。

なお三月十日定例会第二日目の
下沼議員の一般質問中、地財法適用期間の解除時期について法的解釈
の所長発言が日程に先立ち、なされましたのでよろしくお願いいた
します。

以上甚だ簡単でございますが議運の経過を申しあげ、議員
各位のご協力をいたさき、本日をもち第一回定例会が無事終了
でございますようお願い申し上げます。報告を終ります。

議長（中西虎蔵君） 次いで各委員長より報告がなされたとおりの議事運営
が進めたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

議長（中西虎蔵君） この際報告事項がなくなりまして事務局長をして
報告いただきます。

（島田議会議務局長報告）

一、月分別月出納検査実施結果報告（別添参照）

議長（中西蔵蔵君） 以上で報告を終ります。

議長（中西蔵蔵君） 続て先の定例会第一日目における大正議員の一般質問
向に於ける答分の補足を願います。

議長（石川常太郎君登壇）

議長（石川常太郎君） 第一日目におきまして大正議員さんからの質問
に對しまして、勉強不足から一部答分が欠けましたので補足させて
いただきます。

地財法の終結につきまして法昭の関係を申しあげます。

地方財政再建特別措置法の施行令、政令第三百三十三号、昭和三十
年十月二十九日発の第十四条の四項でございます。短いので読んでみ
ますと、「財政再建計画による財政の再建が完了した年度の経過後四
ヶ月以内に前年度における決算との関係を明らかにした財政再建計画
の実施状況および財政の再建が完了した後の当該地方公共団体の財政

運営の方針を与えて、財政の再建が完了した日を自治大臣に

報告するとともにその旨を住民に公表しなければなりません。この
ようは規定にはなっております。

要は再建計画が完了したという証拠とそれから財政計画、
もう一度申し上げますと、再建が終了という証拠と、終了から

後の財の方針を出せという事でございます。そこで再建が終了
という証拠は決算でございます。

決算書と三年間の財の計画
を添えて出せという事でございます。年度が終了して四ヶ月でござ
います。都に向いたんであります。四ヶ月という事でよく

決算が終了してから四ヶ月という事でございます。

そこで具体的に当財の現在の関係を申しあげますと、当議令
が始まる直前、又議令にのりましてから特別交付税の並びに振興
交付金が決定をいたしました。数字を申しあげますと、特別交

は税におきましては、予算は三百万円でございますが、決定額は大内に伸びまして千四百四十六万七千円でございます。差引き額は千四百四十六万七千円、振興交付金におきましては予算額千二百五十八万六千円、決定額千七百十九万円、差引き増四百六十一万四千円、両方の予算より増加した分を合計いたしますと、千六百六十一万六千円にいたします。税の多少の伸びがございまして、その中で未納閉鎖期におきましてはおそらく赤字が解除されると思われまして、従いまして諸般の手続きを行いついて、つきまぎれ早く決算をい出すよう心がけまして、おそらく秋には地財法の採用から脱却できるのではあらうかというふうに予想をしております。一層に議員各位のご協力の賜と厚く感謝申し上げる次第でございます。

以上で報告を終らせていただきます。

一五番 大沼秀伍君

二ページの市長の説明に承りますと非常に明るい見通しであるというふうに感じられるわけでございますが、後に審議される計画変更にも関連します。その点について、その時に述べたいと思います。一、心も本議会の最終議決をさせていただきます。又このようにに立候補せんとする方、あるいはおやめにする方もあると思っております。住民の重大な関心事であるところの地財法というものが、本年度をもう一ピリオド打たれるという明るい見通しを私達今議会におきまして、市長から明確に答弁をいただければ、今後の選挙戦にのぞむ人達にとっても、又やめられる方にとっても、住民に対する今後の指導や、答弁等非常に明るい見通しであるというふうに考えられます。すなわち理事者に対しても厚くお礼申し上げます。

議長 中西虎蔵君

日程第一議案第七号 福生町消防団条例の一部を改正する条例を議題に供します。 本件については、総務委員会

に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

(三十二番 石川信義君 登壇)

三十三番(石川信義君) 二指名によりまして審査報告をいたします。

(議事録審査報告書朗読) 省略

なお審査の概要についで説明いたします。 当分の消防団は

承知のとおり愛国精神に発露する義勇的性格のもので、

活動は官設消防に劣らないものがあることは皆さんよく承知のとおりで

あります。 これがための住民の便と感懐は絶大のものであり、

点日頃から感謝申し上げておる次第でございます。

今回提出されました団員の諸出勤時の費用弁償の改訂につきまして

は各行政機関のそれと比べ非常に低廉でありお気のどくにござい

な次第でございます。 従いまして委員会といたしましては地財法下

であらうも財源の確保もはかられておりますので、 当委員会とい

ましては全員異議なく議案を可決すべきものと結論した次第で

ございます。 下に消防団の活動と努力に示せられ、 当委員会

決定により決定あらんことをお願いいたしまして報告いたします。

議長(中西虎蔵君) 二いより委員長報告に対する質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。 議案第七号は委員長報告のとおり決するに

異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君) 二異議なしと認めます。 ようく議案第七号は

委員長報告のとおり可決いたしました。

議長(中西虎蔵君) おわかりいたします。 日程第二より日程第四まで

は関連がありますので一括議題に供したいと思っておりますがこれにて異議あ

りません。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長（中西虎蔵君）　「異議なし」と認め、一括議題とすることに決定いたしました。

議長（中西虎蔵君）　日程第三議案第十四号福生町水道事業の設置案に關する条例、日程第三議案第十五号福生町水道事業の契約の法の特例に關する条例等を廃止する条例、日程第四議案第十六号福生町公営企業取員の給与の種類および基準に關する条例を一括議題に供します。　本件についてほゞそれ厚は委員会に審査を託してありますので委員長から報告願います。

（一番　塩野鉄之助君登壇）

二番（塩野鉄之助君）　ご指名がございましたので審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読）省略

本案につきまして補足して審査の概要を説明申し上げておきます。水道関係の新設、廃止の条例は本ほすぐに改正公営企業法の二部改正により商易水道を除く水道事業経営市町村ほすべし同法の適用を受け経営することとなるために、条例の新設又は廃止の必要を生じらるもので、議案第十四号は水道の設置と基本事項を定めるもので、時異な点は経営の責任者といふべき水道管理者を設置する点でございますが、ほは規模も小さく幸い必置制ではないのでほ長がその権限を行うこととし、加えて水道の業務状況を説明する書類の作成に關する条例を新設条例を包含されるようにいたしましたので廃止し、議案第十五号については従来単行条例で定めなければならぬが、契約の特例に關する条例も、法の改正にあらう自治法で処理することとなり、



水道関係の史冊会計事務、決算に關する権限を收入役に行は
せせていた各例も同様には改正により権限の委譲が不可能とな
つたため二案の廃止を決める必要が生じ、議案第十六号は従来
水道課所屬職員は一般取の職員として給与を定めておりました
が、企業法の改正で企業職員として独立した各例を設けて更
にする必要があるので、内容におきかは一般取と待遇扱いは何ら
異なる点はないと存じます。以下給与表については企業職員は規則
で定めらるゝことと存じているだけでこの内容は先に議決された一
般取のものと同一の扱いであり、これらのことともに委員会には託
受けて判明し、全員異議なく原案につき可決することに決ま
りました次第でございます。



これを付け加えて報告を終わります。よろしくご審議のほど
お願いいたします。

一議長（中西虎蔵君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（中西虎蔵君） 次に質疑を総括いたします。

おほかりいたします。議案第十四号は委員長報告のとおり

決するに異議ありませんか、

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（中西虎蔵君） 異議なしと認めます。よつて議案第十

四号は委員長報告のとおり可決いたしました。

一議長（中西虎蔵君） つぎに議案第十五号は委員長報告のとおり決する

に異議ありませんか、

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）

ご異議なしと認めます。

おつ議案第十五号

は委員長報告のとおり可決いたしました。

議長

（中西虎蔵君）

つぎに議案第十六号は委員長報告のとおり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）

ご異議なしと認めます。

おつ議案第十六

号は委員長報告のとおり可決いたしました。

議長（中西虎蔵君）

日程第五議案第二十三号昭和四十二年度福徳財一般会計予算を議題に供します。本件についてはやむを得ずの

委員会に審査を付託してありますので各委員長から報告願います。

まず総務委員長からお願いたします。

（三十一番 石川信義君登壇）

二番（石川信義君）

ご指名によりまして審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）省略

なお本議案につきまして審査の概要を申しあげます。

本議案は先般の定例会第一日目に理事者からの提案理由の説明にもありましたように、本議案は財法三ヶ年計画の最終年度

にあたるもので、その内容は現況にマッチするもので、あくまでも

計画の基本にそつて計上されたもので、他町村の新年度予算とは

大いに異なる暫定的性格を帯びるもので、例えば一例をあげるば

は、取員の給与は改訂前のものであり又歳入におきとも前年

同期と大差はないものでございます。財法の新年度当初予算

としては一やむを得ないものであることを了解いたしました次第でござ

います。当分の新年度諸事業はむしろ補正にまつものか

誠に大きいものと考へるものでございます。

それに市長の施政方針が大きくクローズアップされてくるもの